

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	埼玉県		
高校入試 担当部署名	埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課		
TEL	048-830-6766	FAX	048-830-4959
URL	https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/r3nyuushi-jouhou.html		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	小川 満 (所属: 多文化こども学習塾)
--------	-----------------------

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
×	○	×	○	×	×	×	×
	①定員内		①定員内				

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ	
1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できるところ	多文化こども学習塾(越谷・草加) 青少年多文化学びサポート(所沢) ケリア日本語学習支援教室(川越) こども日本語学習クラブ(富士見)
2.多言語による関連情報	埼玉県国際課 www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0306/index.html
3.その他	

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	有
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		×	×
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		○	○
3-1が有(○印)の場合その名称		外国人特別選抜	帰国生徒特別選抜
3-2.滞日年数制限		通算3年以内	帰国後3年以内
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		12/144	139/144
3-4.学校名		岩槻、草加南、蕨、南稜、和光国際、深谷第一、川口東、川越西、栗橋北彩、妻沼、三郷北、新座柳瀬	全日制の高等学校
3-5.定員	①定員内(枠内)	前半6校は10名以内、後半6校は5名以内	全日制学科の学級数
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		△	△
3-7.試験内容		学力検査(数・英)及び面接	学力検査(国・数・英)及び面接
備考		受検者46名・合格者30名	

II 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、 外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、 外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が 受けられる入試特別措置の有無		×	×
2-1が有(○印)の場合その名称			
2-2.滞日年数制限			
2-3.措置の内容			
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは 中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		×	×
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその 数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容			
備考			

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	「多文化共生推進員(日本語支援員)」を全日制18校、定時制19校に配置(2020年度)
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	把握なし
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	把握なし

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	○	
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	②	次の条件で認める。 ア、相当年齢に達し、学校教育における9年間の課程を修了予定か修了している。 イ、県内に保護者とともに居住している。 ウ、埼玉県で指定しているものと同様の書類(調査書等)が提出できること。
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	○	
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)	②	
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学校での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か	○	日本国内にある外国人学校の在籍期間も含める
4.外国人学校中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか	△	把握せず